平成 29 年

三重県議会定例会会議録

$$\begin{pmatrix} 3 & \beta & 2 & \beta \\ 3 & 6 & \beta \end{pmatrix}$$

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 6 号

○平成29年3月2日(木曜日)

議事日程(第6号)

平成29年3月2日(木)午前10時開議

第1 議案第73号から議案第100号まで

〔提案説明〕

会議に付した事件

日程追加 議員辞職の件

日程第1 議案第73号から議案第100号まで

日程追加 議案第101号及び議案第102号

日程追加 意見書案第1号及び意見書案第2号

会議に出欠席の議員氏名

		- 1,50	 F-1/4 /	`	-	
出席議員	48名					
1	番		芳	野	正	英
2	番		中凍	質古	初	美
3	番		廣		耕力	比郎
4	番		Щ	内	道	明
5	番		Щ	本	里	香
6	番		岡	野	恵	美
7	番		倉	本	崇	弘
8	番		稲	森	稔	尚

9	番	下 野 幸	助
10	番	田中智	也也
11	番	藤根正	三 典
12	番	小島	子
13	番	彦 坂 公	: 之
14	番	濱井	」 男
15	番	吉川	新
16	番	木 津 道	Ĺ 樹
17	番	田中被	古 治
18	番	野口	正
19	番	石 田 成	生
21	番	大久保 孝	学 栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	杉 本 熊	野
25	番	藤田宜	三三
26	番	後藤(<u> </u>
27	番	北 川 裕	之
28	番	村 林	聡
29	番	小 林 正	三人
30	番	服部富	男
31	番	津田傾	見
32	番	中嶋年	規
33	番	奥野	介
34	番	今 井 智	了 広
35	番	長 田 隆	` 尚
36	番	舘 直	人。
37	番	日 沖 正	信

38	番		前	田	剛	志
39	番		舟	橋	裕	幸
40	番		\equiv	谷	哲	央
41	番		中	村	進	_
43	番		青	木	謙	順
44	番		中	森	博	文
45	番		前	野	和	美
46	番		水	谷		隆
47	番		Щ	本		勝
48	番		Щ	本	教	和
49	番		西	場	信	行
50	番		中	Ш	正	美
(20	番		欠			員)
(42	番		欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		福	田	圭	司
書 記	(事務局次長)	原	田	孝	夫
書 記	(議事課長)	桝	屋		眞
書 記	(企画法務課長)	佐々	木	俊	之
書 記	(議事課課長補佐兼班長)	西	塔	裕	行
書 記	(議事課主幹)	西		典	宏
書 記	(議事課主査)	黒	Ш	恭	子

会議に出席した説明員の職氏名

 知
 事
 鈴
 木
 英
 敬

 副
 知
 事
 石
 垣
 英
 一

 副
 知
 事
 渡
 邊
 信一郎

危機管理統括監総務部長 地域連携部長

稲 垣清 文嶋 田宜 浩服 部浩

議

午前10時0分開議

開

○議長(中村進一) ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長(中村進一) 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第73号から議案第100号までが提出されましたので、さきに配付いた しました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、財政的援助団体等の監査結果1件が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

提出議案件名

議案第73号 平成28年度三重県一般会計補正予算(第7号)

議案第74号 平成28年度三重県県債管理特別会計補正予算(第2号)

議案第75号 平成28年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)

議案第76号 平成28年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会

- 計補正予算(第3号)
- 議案第77号 平成28年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第78号 平成28年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2 号)
- 議案第79号 平成28年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第 2号)
- 議案第80号 平成28年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第81号 平成28年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補 正予算(第2号)
- 議案第82号 平成28年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第83号 平成28年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第84号 平成28年度三重県水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第85号 平成28年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第86号 平成28年度三重県電気事業会計補正予算(第3号)
- 議案第87号 平成28年度三重県病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第88号 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関 する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第89号 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第90号 土木関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第91号 平成29年度三重県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第92号 平成29年度三重県県債管理特別会計補正予算(第1号)
- 議案第93号 平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会 計補正予算(第1号)
- 議案第94号 平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計 補正予算(第1号)
- 議案第95号 平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第96号 平成29年度三重県水道事業会計補正予算(第1号)

議案第97号 平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

議案第98号 平成29年度三重県電気事業会計補正予算(第1号)

議案第99号 平成29年度三重県病院事業会計補正予算(第1号)

議案第100号 知事等の給与の特例に関する条例案

日程追加・議員の辞職

〇議長(中村進一) この際申し上げます。

中村欣一郎議員から議員の辞職願が提出されましたので、会議規則第18条 第1項の規定により、議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしま す。

お諮りいたします。中村欣一郎議員の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村進一) 御異議なしと認めます。よって、中村欣一郎議員の議員 辞職を許可することに決定いたしました。

議案の上程

○議長(中村進一) 日程第1、議案第73号から議案第100号までを一括して 議題といたします。

提 案 説 明

〇議長(中村進一)提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。〔鈴木英敬知事登壇〕

〇知事(鈴木英敬) おはようございます。

それでは、ただいま上程されました補正予算24件、条例案2件、その他議案2件、合わせて28件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第73号から第87号までの補正予算は、今年度の予算執行状況等を踏ま

え、歳入歳出両面における補正要因に対応するため編成したもので、一般会計で87億4009万1000円、特別会計で3億9975万円、企業会計で14億5868万6000円をそれぞれ減額するものです。

それでは、一般会計について、その概要を説明いたします。

歳入の主なものは、県税について、県民税株式等譲渡所得割で6億4200万円、自動車取得税で4億3700万円をそれぞれ増額する一方、県民税配当割で13億1900万円、法人事業税で10億5000万円、地方消費税で9億7600万円をそれぞれ減額するなど、合わせて23億8600万円を減額しています。

国庫支出金について、学校施設環境改善交付金で1億9022万円を増額する 一方、公共事業関係で26億2423万円、国民健康保険財政安定化基金補助金で 2億5636万円をそれぞれ減額するなど、合わせて40億4462万5000円を減額し ています。

県債について、減収補塡債で17億6200万円を増額する一方、県立子ども心身発達医療センター建設費関係で11億3700万円、退職手当債で10億8200万円、公共事業関係で8億700万円をそれぞれ減額するなど、合わせて10億1400万円を減額しています。

基金繰入金について、農地中間管理事業等推進基金で2億5407万7000円、 財政調整基金で2億3931万4000円、地域医療介護総合確保基金で1億3960万 4000円をそれぞれ減額するなど、合わせて9億2307万7000円を減額していま す。

歳出の主なものは、人件費について、退職手当で16億4120万9000円を減額 するなど、22億4516万6000円を減額しています。

公共事業について、国の内示等に伴い災害復旧事業を37億3651万2000円、 国直轄事業負担金を5945万7000円それぞれ減額する一方、国の内示等に伴い、 国補公共事業を1億8731万3000円、事業変更等に伴い、県単公共事業を8711 万6000円それぞれ増額するなど、合わせて36億9153万1000円を減額しています。

また、国の平成28年度補正予算(第2号)に対応し、県立松阪あゆみ特別

支援学校等を整備するため、5億9658万5000円を増額するとともに、伊勢志 摩国立公園内のビューポイントを整備し、世界水準のナショナルパーク化を 促進するため、1億100万を増額しています。

さらに、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、農業研究所に水田農業の 技術開発研究基盤を整備するため、1億586万7000円を計上しています。

次に、特別会計及び企業会計のうち主なものについて説明いたします。

特別会計では、中小企業者等支援資金貸付事業特別会計について、1億 1685万4000円を増額する一方、流域下水道事業特別会計について、4億9645 万5000円を減額しています。

また、企業会計では、工業用水道事業会計について 9 億1024万円を、水道 事業会計について 3 億9392万7000円をそれぞれ減額しています。

これにより、平成28年度の予算総額は、一般会計で7351億946万8000円となり、特別会計、企業会計を合わせた3会計の合計額は9462億2712万6000円となります。

次に、議案第91号から第99号までの補正予算は、県の厳しい財政状況を考慮して、職員給与費等を減じるとともに、平成29年度当初予算で一部計上を見送った退職手当について、それぞれ補正を行うもので、各会計の補正額は一般会計で18億438万8000円を増額する一方、特別会計で6億7408万2000円、企業会計で2456万7000円をそれぞれ減額するものです。

それでは、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入としては、基金繰入金について、環境保全基金で18億438万8000円を 増額しています。

歳出としては、議案第100号の給与関係条例案に基づき、特別職及び一般職の給与費で12億3519万4000円を減額する一方、当初予算で一部計上を見送った退職手当で37億1492万2000円を増額しています。

また、繰出金について、平成29年度当初予算における財源確保策として、 臨時的に県債管理特別会計への繰出金を6億6666万6000円減額するとともに、 小児心療センターあすなろ学園事業特別会計、子ども心身発達医療センター 事業特別会計及び病院事業会計の職員給与費の減額に基づき、特別会計、企業会計への繰出金等について、867万4000円を減額しています。

次に、特別会計及び企業会計のうち主なものについて説明いたします。

平成29年度当初予算における財源確保策として、県債管理特別会計で6億666万6000円を減額しています。

また、給与関係条例案に基づき、職員給与費を減額するため、特別会計では子ども心身発達医療センター事業特別会計で714万4000円を、企業会計では病院事業会計で1275万1000円をそれぞれ減額しています。

以上で、補正予算の説明を終わり、引き続き、条例案等の諸議案について 説明いたします。

議案第88号は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準の一部改正に鑑み規定を整備するものです。

議案第100号は、県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に 減ずるものです。

議案第89号及び第90号は、県の行う建設事業の経費の一部について、関係 市町から徴収する負担金の額について定めようとするものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中村進一) 以上で提出者の説明を終わります。

開議

〇議長(中村進一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長(中村進一) この際、報告いたします。

環境生活農林水産常任委員会において、田中祐治委員を副委員長に互選した旨の報告がありました。

次に、議案第101号及び議案第102号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

提出議案件名

議案第101号 平成28年度三重県一般会計補正予算(第8号) 議案第102号 平成29年度三重県一般会計補正予算(第2号)

日程追加・追加議案審議

○議長(中村進一) この際、申し上げます。

議案第101号及び議案第102号について、会議規則第18条第1項の規定により、日程に追加し、直ちに議題といたします。

提 案 説 明

〇議長(中村進一) 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

〇知事(鈴木英敬) ただいま上程されました議案について、その概要を説明 いたします。

県議会議員の欠員に伴う補欠選挙の執行に要する経費として、議案第101号の平成28年度三重県一般会計補正予算(第8号)は460万5000円を、議案第102号の平成29年度三重県一般会計補正予算(第2号)は2031万7000円をそれぞれ計上するものです。なお、補正予算に要する財源としては、いずれも全額財政調整基金繰入金を計上しています。これにより、平成28年度の予

算総額は、一般会計で7351億1407万3000円となり、特別会計、企業会計を合わせた3会計の合計額は9462億3173万1000円となります。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中村進一) 以上で提出者の説明を終わります。

休憩

○議長(中村進一) 議案聴取会開催のため暫時休憩いたします。 午前11時2分休憩

午後2時33分開議

開議

〇議長(中村進一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長(中村進一) この際、報告いたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

意見書案第1号

受動喫煙防止対策の強化において飲食店の事業者への十分な配慮 を求める意見書案

上記提出する。

平成29年2月28日

提出者

受動喫煙防止対策の強化において飲食店の事業者への十分な配慮 を求める意見書案

我が国においては、健康増進法等に基づいて受動喫煙防止対策が進められてきたが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を控え、世界的に低水準にある受動喫煙防止対策の強化の必要性が指摘されている。このことを踏まえ、政府において、受動喫煙防止対策の強化を図るための法案が検討され、その成立に向けて作業が進められているところである。

今般、新たに強化される受動喫煙防止対策では、公共施設のほか、飲食店等においても、喫煙室を設置するなどの例外に該当する場合を除き、建物内禁煙とすることとされている。

これまで飲食店の事業者は、受動喫煙防止対策の重要性を十分に認識し、効果的な分煙措置に努めるなど、店舗の規模などの実情に応じた様々な対策を進めてきたところであるが、いまだ不十分であると言われており、受動喫煙防止対策の強化は極めて重要である。

他方で、飲食店は、様々な規模の店舗が存在するほか、その業種や形態などによって実情も異なっている。とりわけ、小規模の飲食店においては、店舗の

規模や資金面から喫煙室の設置が困難な場合があるなどの課題もあり、受動喫煙防止対策の強化の在り方によっては、その経営に大きな影響を与えることが懸念される。そのため、飲食店における受動喫煙防止対策については、実効性を確保することを前提として、店舗の規模などの実情に応じた対応を実施することができるようにすることが望まれるところである。

よって、本県議会は、受動喫煙防止対策の強化に当たり、国において、下記の事項に対応することを要望する。

記

- 1 飲食店における受動喫煙防止対策については、店舗の規模や業種などの 実情に応じた対策を実施することができるようにすること。
- 2 受動喫煙防止対策の強化が国民の健康の増進に資する一方で、事業者の 経営や国民生活に影響を与えることに鑑み、受動喫煙防止対策の強化を 図る法案については、国会において丁寧に審議を行い、議論を尽くすこ と。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村 進一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

意見書案第2号

「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書案 上記提出する。

平成29年3月2日

提出者

山岡倉稲小藤里恵崇稔智官

「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書案

我が国は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を三年後に控えており、テロ対策は最重要課題の一つである。テロ行為を防止するためには、国際社会と緊密に連携することが必要不可欠であり、こうした協力関係を構築する上で、既に187の国と地域が締結している「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を締結することは極めて重要である。

今般、同条約に基づく国内法の整備の一環として、「テロ等準備罪」の新設 が検討されているが、現行法においてもテロ行為等の準備行為を処罰する規定 が存在しており、現行法の規定に加えて、テロ行為等の準備行為の処罰を一般 化する必要性や合理性が明らかにされなければならない。

また、「テロ等準備罪」については、一般市民が対象とならないよう、犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とする、対象となる罪を絞り込む、構成要件に準備行為を加えるなどの対応を図るとされているが、様々な懸念があると指摘されている。

犯罪の主体について、政府見解は、正当な活動を行っていた団体であっても、 その目的が犯罪を実行することに一変したと認められる場合には、「組織的犯 罪集団」に当たり得るとしており、取締りの対象になる可能性があると指摘さ れている。

加えて、「テロ等準備罪」の新設は、未遂に至らない段階の行為の処罰範囲

を拡大することから、捜査機関による監視等の範囲の拡大につながるおそれが あることも懸念されている。

よって、本県議会は、国に対し、「テロ等準備罪」の新設について、幅広い 観点から慎重に検討することを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村 進 一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

追加議案審議

〇議長(中村進一) 議案第101号の審議を継続いたします。 本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長(中村進一) お諮りいたします。ただいま議題となっております議案 第101号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付 託し、会議規則第36条第1項の規定により、3月3日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村進一) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件	名
1 0 1	平成28年度三重県一般会計補正予算	(第8号)

日程追加·意見書案審議

○議長(中村進一) この際、申し上げます。意見書案第1号受動喫煙防止対策の強化において飲食店の事業者への十分な配慮を求める意見書案及び意見書案第2号「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書案について、会議規則第18条第1項の規定により、日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託 を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村進一) 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員 会付託を省略することに決定いたしました。

討論

○議長(中村進一) これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。 5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番(山本里香) 日本共産党の山本里香です。

今、提出されております受動喫煙防止対策の強化において飲食店の事業者 への十分な配慮を求める意見書案に反対の立場で討論をいたします。

この意見書案に関しましては、大変悩みながら考えをいたしました。こちらに出ております飲食店の事業者の方への十分な配慮や慎重な審議というのは、慎重な審議というのは何事であっても大切なことだということは思いな

がら、1点どうしてもこれに反対しなければいけないという思いで反対をいたします。

受動喫煙防止を求める声は全国的に、いや、これは世界中で広がっているものであります。2月23日のがん対策推進協議会に続き、24日には、肺がん患者会や学術医療関係などの約150団体が塩崎厚生労働大臣に例外なき禁煙を求める要望書を手渡しました。

国際オリンピック委員会は、たばこのない五輪を理念として、東京大会のレガシーとしてこれを進めています。オリパラ、オリパラと三重県の事業の中でもオリパラ、大切という中で、やはりこの東京五輪のレガシー、たばこのない五輪も大切なことだというふうに思っています。

1万5000人が受動喫煙で死亡するというような事態がある中で、日本肺が ん患者連絡会は、例外は、やはり患者の視点からでも容認できない、屋内全 面禁煙の方針を貫いてほしいと、これもまた発言をしてみえます。

あるデータがあります。九州看護福祉大学の研究によりますと、調査研究 結果が出ておりますけれども、1万人に、この2月、緊急で調査をしたよう です。調査結果を公表したところ、全面禁煙の飲食店の利用頻度について、 42%が増えると回答、特に変わらないと回答された方は39%、減るは13%で した。飲食店の禁煙化で、もちろん収益が減るということは、感覚的にその ような声が出ております、懸念があります。この調査の結果は、逆に増える 可能性も示されている。科学的なデータに基づき、政策を決定していくべき だと思います。

また、違うデータもあります。健康被害ということとともに、たばこ税の収入が2兆1400億円という、その中で、一体、命は、お金には換算できませんけれども、どうなっているのか。健康被害は社会的コストでもあります。一般財団法人医療経済研究機構が2010年に発表した禁煙政策のあり方に関する研究の報告書によると、喫煙で生じた医療費の超過分は約1兆7000億円、喫煙関連の病気による超過労働力損失は2兆3000億円、たばこが原因の火災、消防費用などを加えた総額は約4兆3000億円に上っております。こういうこ

とから見ても、大切なこの禁煙であると思っています。

今、私たちが何を考えなければいけないのか。もちろん、この法律は、子どもや孫にたばこの害が及ばない世界や未来を示すことに他ならないというふうに思います。飲食店の方々の大変な心配は、ほかの施策でこれをフォローすべきだと考えます。例えば、三重県ではなされておりませんけれども、店舗リフォーム助成事業など、こういうことを中心にして、まずとにかく室内禁煙、これは法律としてきちんと守った上で補助をいろいろな形でしていくべきという思いで反対の討論をさせていただきました。

事業者の皆さんには、そのお店の経営者の方、そのお店で働かれる方の健康被害は、医療関係など、喫煙場所でないところの従事者の被害の約2倍のリスクがあるとされております。この事業者の方は、働く人たちのことを思っても、この全面禁煙については、まずは法律で後退を許さないということをしなければならないと反対討論させていただきました。御賛同いただきますことを切に願い、終わらせていただきます。

○議長(中村進一) 以上で討論を終結いたします。

採決

○議長(中村進一) これより採決に入ります。採決は2回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案とおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(中村進一) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(中村進一) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決

されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休会

○議長(中村進一) お諮りいたします。明3日から5日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村進一) 御異議なしと認め、明3日から5日までは休会とすることに決定いたしました。

3月6日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長(中村進一) 本日はこれをもって散会いたします。 午後2時42分散会